

申込書類の記入方法

第1 申込みにあたっての注意

1 申込みの制限

(1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4(要約)

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 次に該当する方は登録申請できません。

- ① 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- ② 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ③ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(3) 申請日時時点で確定している決算がない法人及び申請日の属する年の1月1日以降に創業した個人は、申請することができません。

2 申請に必要な条件

(1) 申請日時点での許可及び登録

① 建設業許可

設計、測量、地質調査及びろ過層処理以外の業種に申請する場合は、建設業の許可が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、それぞれの業種の許可が必要です。

② 建築士事務所の登録

建築設計の業種に申請する場合は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規程に基づく建築士事務所の登録が必要です。

代理人を置く場合は、西多摩衛生組合と契約する代理人が所属する営業所において、登録が必要です。

③ 測量業者の登録

測量の業種を申請する場合は、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規程に基づく測量業者の登録が必要です。

- (2) 組合と契約する営業所が「申込業種及び内容説明一覧表」(15頁の別表 2)の「許可を受けなければならない建設業の種類(略号)」及び「経審をうけなければならない建設業の種類(略号)」に該当していることが条件となります。

3 申込書類の作成について

- (1) 金額は、原則として、「千円未満切り捨て」で記入してください。
- (2) 申請データは、審査対象営業年度の決算に基づいて作成してください。その他、特に指示のないものについては、申請日時点の事実に基づいて作成してください。(申請日時点で確定している最新の決算年度をもって審査対象営業年度とします。)
- (3) 登記簿謄本及び印鑑証明書は、3ヶ月以内に発行された正本とします。
- (4) **申込書類に虚偽の記載等をした場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。**

4 申込書類の提出方法について

(1) 申込書類(13頁「申込書類一覧」を参照)の提出は、郵送による受付となります。

(2) 申込書類一式は、定形外封筒(角2封筒)に入れて送付してください。

なお、申込に係る郵送事故については、責任を負いかねますので、「配達記録」が残る簡易書留などのご利用をおすすめいたします。

提出書類は、クリアファイル(A4透明で書類を挟むタイプ)に入れて提出願います。

(3) 申込書類を送付する際に、書類審査後、当組合から受付票を返送する返信用封筒(A4版の用紙が入る大きさ)を同封してください。この返信用封筒には、貴社の返送先を明記し、**返信用切手 430円分【簡易書留分 310円 + 定形外封筒分(角2封筒) 120円】**を貼付してください。

この受付票の返送は、確実に申込者に返送されることを目的として、簡易書留といたします。

※ 注意:返信用封筒は、宅配便扱いでなく郵便切手をお願いします。

(4) 申込者に代わって行政書士が審査申込みを行うときは、依頼主からの**委任状を必ず提出してください**。委任状の様式は自由とします。ただし、用紙はA4縦版を使用してください。

5 その他

(1) **書類審査終了後、平成27年3月2日以降に受付票を返送します。**

※ 受付票に押印される日付については、審査が完了した日となります。

(2) 競争入札参加資格の有効期限

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(3) 競争入札参加有資格者となっても、必ずしも指名を受けられるとは限りません。

第2 申込書等記入の仕方

1 申込書

- (1) 申込業種 申込みする業種番号を○で囲んで下さい。
- (2) 受付番号 新規で申し込みをされる方は、記入しないでください。また、平成23・24年度及び平成25・26年度に申込をされた方は、その際に、付番された受付表の番号を記入してください。

2 使用印鑑届

- (1) 必要な申込者 契約等に実印以外の印鑑を使用する方

3 委任状

- (1) 必要な申込者 契約等を代理人に委任する方(2人以上の代理人を置く場合は、各人に委任状と受付票が必要です。)
- (2) 代理人とは、代表者から委任を受けて「入札、契約等の法行為を自己の名と責任において行う者」をいいます。単に入札書の提出や契約書の受渡しをする営業担当者等は代理人ではありません。
- (3) 委任できる事項は、以下に掲げる項目です。
- ① 見積り及び入札について。
 - ② 契約に関すること。
 - ③ 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について。
 - ④ 支払金の請求及び領収について。
 - ⑤ 支払期のきた利札の請求及び領収について。
- (4) 代理人印は、印影により代理人を特定できる印鑑を使用して下さい。

※ 委任期間は、競争入札参加資格の有効期限と同様に平成27年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

4 基本力 - ドその1、その2

※ **基準日**とは、競争入札参加資格の申請を行うにあたり、基準とする日です。

平成**27・28・29・30・31**年度建設工事等競争入札参加資格にあたっては、次の日を基準日とします。(個人営業の方は、原則として**平成25年12月31日**が基準日となります。)

(1) 経審を必要とする業種の申請の場合

申請時において有効な経審の審査基準日(複数ある場合は審査基準日が直近のもの)

(2) 経審を必要としない業種のための申請の場合

申請時直近の決算日(決算処理が完了している日付のもの)

※ 契約する営業所 ・代表者が直接契約する場合→本店(主たる営業所)

・代理人が直接契約する場合→代理人の所属する営業所

番号	項目	説明
(1)	受付番号	継続申込者:平成23・24年度又は平成25・26年度の受付番号を記入してください。 新規申込者:空欄のまま記入しないでください。
(2)	建設業許可番号	基準日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で取得している許可番号を記入してください。 道府県知事許可番号については大臣知事コードの番号も記入してください。
	許可業種	許可を取得している一般建設業又は特定建設業のいずれかの業種番号を記入してください。 (15頁別表1参照 一般建設業は01～28、特定建設業は51～78)
(3)	経審申請	申請の有無を記入(選択)してください。(建設業者は必須要件です。)
(4)	商号又は名称	法人の組織名を略記[株、有等]し、名称を記入してください。
	営業所(支店)の名称	〇〇支店、〇〇営業所などを記入してください。(代理人を置く場合に記入してください。)
	所在地	郵便番号は、7桁の番号を記入してください。 都道府県名から省略せずに記入してください。 「〇丁目」の〇は漢数字で記入してください。 「□番地」「□番」「□号」は算用数字で記入してください。 ビル名等は必要に応じて記入してください。(例)二丁目8番1号
	電話番号・FAX番号	市外局番から全て記入してください。
	登記上所在区市町村名	所在地が登記上の所在地と異なる場合、登記上の所在市区町村名を記入してください。
(5)	代表者	代表者氏名及び役職を記入してください。
(6)	代理人	代表者に代わり、代理人を置いた場合のみ記入してください。 この場合、代理人の所属する営業所等は、許可、登録を取得していなければなりません。 役職名は、取締役東京支店長、専務取締役〇〇事業本部長などと記入してください。
(7)	資本金	申込日現在の払込資本金を記入してください。登記簿上の資本金の金額です。 (千円単位、端数切り捨て)
(8)	外国資本	(7)の資本金に、外国資本がふくまれている場合に記入してください。 記入する額は、基準日現在での外国資本の金額を日本円に換算してください。 レートは基準日現在です。(千円単位、端数切り捨て)
(9)	自己資本	財務諸表により算出した金額を記入してください。(基準日現在) (千円単位、端数切り捨て)

番号	項目	説明
(10)	基準日1年の 総売上高	<p>会社全体の総売上高(兼業事業を含む)を記入してください。</p> <p>経審を必要とする業種に申請する方は、経営規模等評価結果通知書の売上高の欄となります。</p> <p>経審が不要な業種にのみ申請する方は、財務諸表より算出してください。</p> <p>※ 審査対象営業年度が1年に満たない場合は、下記の計算式を参照してください。</p> <p>総売上高＝前審査対象営業年度の完成工事高÷12箇月×(12箇月－審査対象営業年度の月数) ＋審査対象営業年度の完成工事高</p>
(11)	法人税 (所得税)	<p>基準日以前1年間の営業年度の法人税(個人は、25年1月～12月の所得税)の納付済額を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(その1)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>(千円単位、端数切り捨て)</p>
(12)	法人(個人)事業税	<p>基準日以前1年間の営業年度の事業税(個人は、25年1月～12月の事業税)の納付済額を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(事業税)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>事業税は契約する営業所が所在する都道府県での納付額です。</p> <p>(千円単位、端数切り捨て)</p>
(13)	消費税及び 地方消費税	<p>申込日現在での完納・未納を記入してください。</p> <p>⇒納税証明(その3の3)の写しを提出してください。(3か月以内のもの)</p> <p>【個人の場合は、納税証明(その3の2)の写しを提出してください。】</p>
(14)	営業年数	<p>基準日現在での営業年数(端数切り捨て)を記入してください。</p> <p>登記簿の設立年月日を参照してください。但し建設業については、建設業許可を取得した時点からとなります。</p>
(15)	取引先金融機関	<p>取引先の金融機関を記入してください。</p> <p>電話番号は必ず記入してください。</p>
(16)	職員数	<p>◇ 総職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社全体(兼業職員も含む)の職員数を記入してください。 ※職員とは、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいいます。臨時職員は含まれません。 <p>◇ 建設業又は委託業務に従事する職員のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> 「60歳以上」 建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員のうち60歳以上の職員数を記入してください。 「身体障害者」 建設業または委託業務に従事する技術職員及び兼業職員のうち身体障害者の職員数を記入してください。 <p>※ 「身体障害者数」は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用率を算出する基礎となる障害者数です。具体的には、障害者のうち、重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人に換算して計算してください。また、短時間労働者は従業員総数には含まれませんが、重度身体障害者、重度知的障害者については、それぞれ1人の障害者としてカウントすることができます。</p> <p>◇ 事務職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業又は委託業務に従事する技術職員及び兼業職員の数を、総職員数から差し引いた残りの職員数を記入してください。 <p>◇ 技術職員数(ろ過層処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 99(15) ろ過層処理に申請する方でその業務に従事する技術職員の数を記入して下さい。 <p>◇ 委託業務従事者</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計・測量・地質調査に申請する方で「実人員」を記入後、会社全体の委託業務に従事する技術職員数を「建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査」のそれぞれに記入してください。

番号	項目	説明											
(17)	監理技術者	指定建設業種＝舗装、土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、造園の7業種で、監理技術者資格者証を有する職員数を記入してください。 実人員は、内訳と必ずしも一致しません。											
(18)	ISO認証	下記の条件に合致するISOの認証を取得している企業等は、「新規」「継続」の区分を選択し、登録番号を記入してください。 申込日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で認証取得しているものが対象となります。 当該規格の「登録証及び付属書」の写しを提出してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">審査登録機関</td> <td>(財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関の認証を取得していること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">適用規格</td> <td>ISO9000シリーズ</td> </tr> <tr> <td>ISO14000シリーズ</td> </tr> <tr> <td>認証取得時期</td> <td>申請日までに登録されたものを対象とする。</td> </tr> </table> <p>(新規・継続区分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 新規</td> <td>新規登録から3年を経過していない場合</td> </tr> <tr> <td>2 継続</td> <td>登録後に1回以上更新審査を受け、継続している場合(登録後、3年以上継続して登録している場合)</td> </tr> </table>	審査登録機関	(財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関の認証を取得していること。	適用規格	ISO9000シリーズ	ISO14000シリーズ	認証取得時期	申請日までに登録されたものを対象とする。	1 新規	新規登録から3年を経過していない場合	2 継続	登録後に1回以上更新審査を受け、継続している場合(登録後、3年以上継続して登録している場合)
審査登録機関	(財)日本適合性認定協会(JAB)、又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関の認証を取得していること。												
適用規格	ISO9000シリーズ												
	ISO14000シリーズ												
認証取得時期	申請日までに登録されたものを対象とする。												
1 新規	新規登録から3年を経過していない場合												
2 継続	登録後に1回以上更新審査を受け、継続している場合(登録後、3年以上継続して登録している場合)												
(19)	石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者)及び特別管理産業廃棄物管理責任者の雇用(業種 62)	雇用の有無を記入(選択)してください。 技能講習修了証・講習会修了証の写しを提出してください。											
(20)	建築士事務所登録 測量業者登録 建設コンサルタント 地質調査業者登録	建築士事務所登録証明書の内容を記入し、証明書の写しを提出してください 測量業者登録証明書の内容を記入し、証明書の写しを提出してください 建設コンサルタント現況報告書の内容を記入してください 地質調査業者現況報告書の内容を記入してください											
(21)	指定工事業者等	都又は、都の市町村の指定を受けているときは、自治体名、番号を記入し、指定給水装置工事業者証又は指定上下水道工事店証の写しを提出してください。											
(22)	雇用保険の加入	加入の有無等を記入(選択)してください。											
(23)	健康保険及び厚生年金保険の加入	加入の有無等を記入(選択)してください。											
(24)	建設業退職金共済制度の加入	加入の有無を記入(選択)してください。											
(25)	退職一時金制度の導入	導入の有無を記入(選択)してください。											
(26)	企業年金制度の導入	導入の有無を記入(選択)してください。											
(27)	法定外労働災害補償制度の加入	加入の有無を記入(選択)してください。											
(28)	防災協定締結	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合の有無を記入(選択)してください。											
(29)	営業停止処分	建設業法、建築士法、測量業法等による営業停止処分を受けたことがある場合の有無を記入(選択)してください。											
(30)	指示処分	建設業法、建築士法、測量業法等による指示処分を受けたことがある場合の有無を記入(選択)してください。											
(31)	関係する会社	関係する会社を記入してください。(%)欄には、資本の出資比率を記入してください。											

5 業態カードその1、その2

(1) 受付番号 前記の申込書と同様に記入してください。

(2) カードの記入方法

①から⑤まで番号順に説明します。

(注意) 代表者が直接契約する場合は、本店(主たる営業所)が、代理人が契約する場合は、代理人が所属する営業所が契約する営業所となります。なお、契約する営業所の要件として、次の許可又は登録が必要です。

建設業……………建設業許可(15頁別表1参照)
建築設計……………建築士事務所登録
測 量……………測量業者登録

① 楷書で大きく記入してください。なお、代理人が所属する営業所で、入札、契約等を希望する方は、その名称も記入してください。個人の場合は、商号の登記をしていればその商号を、していない場合は、個人の氏名を記入してください。

② 申込業種ごとに、基準日の直前1年の件数及び工事(業務)高(消費税抜き)を記入してください。

また、申込業種のうち、**件数及び工事(業務)高がないものについては「0」を記入してください。**

[注意] ア **業種番号欄と申込業種名欄**が空白になっていますから、下記の記入例に従って、間違いのないように記入してください。

(記 入 例)

業種番号01～98の場合 …… …… …… »
業種番号99(1)～99(33)の場合 …… …… …… »

業 種 番 号	申 込 業 種 名
0 1	道路舗装工事
9 9 (0 1)	基準タンク

イ 決算期を変更したことにより、直前1年の月数が不足する場合は、直前2年の工事(業務)高を12で除して得た数値に不足する月数分を乗じて得た数値を直前1年の工事(業務)高に加えた数値を記入してください。(なお、この場合は財務諸表については2期分必要となります。)

③ 総完成工事高(総完成高)(消費税抜き)のうち、東京都内の営業所で施行した、申込業種ごとの件数及び完成工事高(完成高)(消費税抜き)を記入してください。

④ 総完成工事高(総完成高)(消費税抜き)のうち、都区市町村と契約して施行した、申込業種ごとの件数及び完成工事高(完成高)(消費税抜き)を記入して下さい。

⑤ 申込業種ごとの一件の最高完成工事(業務)高(消費税込み)を、都区市町村、他官公庁及び民間に区分しそれぞれの欄に記入してください。

ア 記入上の注意

件名	工事(業務)の件名及び施行場所の都道府県名を記入してください	
発注者	都 区 市 町 村	「都区市町村」には、 P10 《表1》東京都 又は、《 表1の2 》 都内の区市町村、一部事務組合に含まれるものを記入してください。
	他 官 公 庁	国の省庁、上記「都区市町村」以外の自治体を記入してください。なお、印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等(P11 「《表2》 公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表」参照)も含めます。
	民 間	「都区市町村」及び「他官公庁」以外のものを記入してください。 発注者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴となります(その場合、元請負企業名を記入すること。)同様に、組合員として施工した工事は民間の実績として扱います。
施行時期	着工(手)年月日	工事(業務)を着工(手)した年月日を記入してください。
	完 成 年 月 日	工事(業務)を完成した(完成予定)年月日(完成予定の場合は契約書に記載してあること)を記入してください。ただし、完成予定が 平成27年4月1日 以降のものは記入できません。

工 事 (業務) 完 成 時 期	過 去 5 年 間	平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
指 定 地 域 [工事(業務)の施工場所]	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 ただし、山梨県又は静岡県に本店(主たる営業所)を有する者は、上記に両県を加えたものを指定地域とします。	
指定地域をはずした業種[工事(業務)の施工場所は日本国内であればよい]	11建築設計、12土木設計、13設備設計、14測量、45水処理装置、46焼却設備、52計装装置、62石綿処理、99(15)ろ過層処理	
請 負 金 額	工事(業務)1件の請負金額(受託額)(消費税込み)を記入してください。 契約変更により請負金額(受託額)(消費税込み)に増減額がある場合は、変更後の金額を記入してください。 ただし、第1期工事(業務)と第2期工事(業務)の場合や、本工事(業務)と追加工事(業務)の場合は、合わせて1件の工事(業務)としては認めません。また、一括下請負工事(業務)は認めません。なお、単価契約の場合は、一回の最高請負金額です。	

イ 契約実績の金額について

- (ア) 共同企業体の構成員として受注した場合は、出資比率による金額です。
- (イ) 起工者が官公庁であっても、下請負の場合は、民間の経歴になります。
- (ウ) 設計業務(建築、土木、設備)の実績金額は、監理業務相当額は除きます。

6 建設業の許可及び経審の種類

15~20ページの別表2記載の許可・経審を受けなければならない建設業の種類(略号)については、いずれか1種類の許可及び経審を受ければよいこととなります。また、経審の工事種類別完成工事高については、土、と、ほ、水を土木一式として一括申請できます。

《表1》東京都

知事部局	知事本局(知事本部、政策報道室)、青少年・治安対策本部、(東京オリンピック・パラリンピック招致本部)、総務局、財務局、主税局、生活文化局(生活文化スポーツ局)、スポーツ振興局、都市整備局(都市計画局・住宅局)、環境局(環境保全局・清掃局)、福祉保健局(福祉局・健康局・衛生局・高齢者施策推進室)、病院経営本部、産業労働局(労働経済局)、中央卸売市場、建設局(多摩都市整備本部)、港湾局、会計管理局(出納長室)、(新銀行設立本部)、東京消防庁及びそれぞれの事業所・出先機関 ※ ()内は現在、存在しない組織です。
行政委員会等	教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局、警視庁及びそれぞれの事業所・出先機関
公営企業局	交通局、水道局、下水道局 及びそれぞれの事業所・出先機関
公社・財団法人等	(公財)東京都人権啓発センター、(公財)東京都島しょ振興公社、(公財)東京税務協会、(公財)東京都歴史文化財団、(公財)東京都交響楽団、(公財)東京都スポーツ文化事業団、(一財)東京マラソン財団、(公財)東京都都市づくり公社【(財)東京都新都市建設公社】、東京都住宅供給公社、(公財)東京都環境公社、(公財)東京都福祉保健財団、【(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団】、(公財)東京都医学総合研究所、【(財)東京都医学研究機構】、(公財)城北労働・福祉センター、(社福)東京都社会福祉事業団、(公財)東京都保健医療公社、(公財)東京都中小企業振興公社、(公財)東京しごと財団、(公財)東京都農林水産振興財団、(公財)東京観光財団、(公財)東京動物園協会、(公財)東京都公園協会、(公財)東京都道路整備保全公社(東京都駐車場公社)、東京都道路公社、(公財)東京都スポーツ文化事業団、(公財)東京防災救急協会、【(財)東京都防災指導協会】、【(財)東京救急協会】、【(財)東京港埠頭公社】、【(財)東京都生涯学習文化財団】等の東京都監理団体(ただし、株式会社を除く。)、公立大学法人首都大学東京(大学管理本部、都立事務局)、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター、東京都職員共済組合事務局、(一財)東京都人材支援事業団、【(財)東京都福利厚生事業団】 ※【 】は現在、存在しない組織です。

《表1の2》都内の区市町村、一部事務組合

区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
町・村	瑞穂町、日の出町、桧原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村 八丈町、青ヶ島村、小笠原村
一部事務組合	特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合、湖南衛生組合、秋川衛生組合、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、多摩川衛生組合、【二枚橋衛生組合】、西多摩衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、西秋川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、阿伎留病院組合、昭和病院組合、福生病院組合、青梅、羽村地区工業用水道企業団、東京都市町村議会公務災害補償等組合、東京都市町村退職手当組合、東京都島嶼町村一部事務組合、臨海部広域斎場組合、瑞穂斎場組合、南多摩斎場組合、立川・昭島・国立聖苑組合、秋川流域斎場組合、羽村・瑞穂地区学校給食組合、東京市町村総合事務組合、東京都十一市競輪事業組合、東京都六市競艇事業組合、東京都四市競艇事業組合、東京都市収益事業組合、東京都三市収益事業組合、東京都たま広域資源循環組合、多摩六都科学館組合、稲城・府中墓苑組合 ※【 】は現在、存在しない組織です。

他官公庁

国の省庁、道府県、都外の市町村、一部事務組合等の自治体。

なお、国及び各自治体以外に他官公庁として印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等(下記、「公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表」参照)を含みます。

《表2》 公社・公団等のうち印紙税法別表第二に記載のある非課税法人等一覧表

奄美群島振興開発基金 運輸施設整備事業団 沖縄振興開発金融公庫 株式会社日本政策金融公庫 海外経済協力基金 簡易保険福祉事業団 環境衛生金融公庫 環境事業団 漁業信用基金協会 金属鉱業事業団 空港周辺整備機構 軽自動車検査協会 広域臨海環境整備センター 公営企業金融公庫 港務局 国際観光振興会 国際協力銀行 国際協力事業団 国民生活金融公庫 国民生活センター 国立教育会館 国立大学法人 雇用・能力開発機構 市街地再開発組合 自動車安全運転センター 社会福祉・医療事業団 住宅街区整備組合 住宅・都市整備公団 住宅金融公庫 首都高速道路公団 消防団員等公務災害補償等 共済基金	心身障害者福祉協会 新東京国際空港公団 信用保証協会 森林開発公団 石油公団 繊維産業構造改善事業協会 船舶整備公団 全国農業会議所 大学共同利用機関法人 地域振興整備公団 地方公共団体金融機構 地方公営企業等金融機構 地方公務員災害補償基金 地方住宅供給公社 地方道路公社 地方独立行政法人 中小企業金融公庫 中小企業総合事業団 中小企業団体中央会 帝都高速度交通営団 鉄道整備基金 独立行政法人(※) 独立行政法人農林漁業信用基金 都市基盤整備公団 土地開発公社 土地改良区 土地改良区連合 土地改良事業団体連合会 土地地区画整理組合 都道府県農業会議 日本開発銀行 日本学術振興会 日本勤労者住宅協会	日本芸術文化振興会 日本下水道事業団 日本私学振興財団 日本司法支援センター 日本政策投資銀行 日本赤十字社 日本国有鉄道清算事業団 日本体育・学校健康センター 日本中央競馬会 日本鉄道建設公団 日本道路公団 日本万国博覧会記念協会 日本貿易振興会 日本郵政公社 日本労働研究機構 年金資金運用基金 日本年金機構 農業共済基金 農業協同組合中央会 農業信用基金協会 農用地整備公団 農林漁業金融公庫 農林漁業信用基金 阪神高速道路公団 平和祈念事業特別基金 防災街区整備事業組合 放送大学学園 北海道東北開発公庫 北方領土問題対策協会 本州四国連絡橋公団 水資源開発公団 緑資源公団 労働福祉事業団
--	---	---

※ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び同法第1条第1項(目的等)に規定する個別法に基づくもので、その資本の金額若しくは出資金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するもののうち、財務大臣が指定をしたものに限りま。

※ 実績として申請できる期間を過去5年間としている関係で、上記の表には、現在は廃止されている公団等も含まれています。受注当時の組織形態が上記表に該当すれば申請できます。

他 官 公 庁

7 受付票

受付票は、申込受付以降は、「競争入札参加有資格者」としての「**資格証明書**」となるものです。
そのため、作成に当たっては特に注意してください。

1	受付番号	空欄のまま記入しないでください。
2	各欄の「(変更後)」の欄	記入しないでください。 (申込終了後に、記載事項等に変更があった場合に記入するため)
3	申込業種番号	申込みする業種番号を○で囲んで下さい。 その他工事[27～98]及び特殊工事[99(01～33)]に申し込む場合は、カッコ内に 申込業種番号を記入して下さい。
4	本店欄の記入	本店所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名欄は、最初の行に記入してください。 また、登記上の所在地については、本店と異なる場合のみ記入してください。
5	代理人欄の記入	代理人を設けている場合のみ記入して下さい。 代理人所在地、代理人の所在する支店名等、代理人役職・氏名欄の最初の行 に記入して下さい
6	印鑑	印鑑は、申込印の欄に鮮明に押してください。
	実印	申込書の「実印」と一致します。
	使用印鑑	「使用印鑑届」と一致します。
	代理人印	「委任状の受任者使用印鑑(代理人印)」と一致します。
		<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>印影は鮮明に</p> <p>鮮明でない場合は受理できません。十分注意してください。</p> </div>
7	変更確認印欄	記入しないでください。(変更届を受理した際に、担当者が確認印を押す欄)

申 込 書 類 一 覧

印は、様式指定用紙。

そのうち、☆印は、**申込みに必ず必要**な用紙、△印は、申し込む(登録)内容により必要となる用紙。

	書 類 名	注 意 事 項 等	提 出 部 数			
提出書類	☆●①申 込 書		1 部			
	☆● ② 受 付 票	平成 27・28・29・30・31 年度受付票(両面コピーが必要)	1 部			
	☆● ③ 基 本 カ ー ド	両面コピーをして1枚として提出して下さい。	1 部			
	☆● ④ 業 態 カ ー ド	両面コピーをして1枚として提出して下さい。	1 部			
	⑤ 登 記 簿 謄 本	<table style="border: none; width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本</td> <td rowspan="2" style="border: none; text-align: center;">} の[正本]が必要</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本</td> </tr> </table>	法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本	} の[正本]が必要	個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本	1 部
	法人は法務局長等の発行する商業登記簿謄本	} の[正本]が必要				
	個人で商号を用いる場合は商号登記簿謄本					
	⑥ 印 鑑 証 明 書	<table style="border: none; width: 100%;"> <tr> <td style="border: none;">法人は法務局長等の発行する印鑑証明書</td> <td rowspan="2" style="border: none; text-align: center;">} の[正本]が必要</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">個人で商号を用いる場合は印鑑証明書</td> </tr> </table> <p>登記簿謄本及び印鑑証明書は、提出日直前3ヶ月以内に発行されたものに限りま。</p>	法人は法務局長等の発行する印鑑証明書	} の[正本]が必要	個人で商号を用いる場合は印鑑証明書	1 部
	法人は法務局長等の発行する印鑑証明書	} の[正本]が必要				
	個人で商号を用いる場合は印鑑証明書					
	△● ⑦ 使 用 印 鑑 届	実印以外の印鑑を使用する場合にのみ必要。 (使用印鑑は代表者を特定できるものに限りま。会社印・社判は不可。)	1 部			
	△● ⑧ 委 任 状	代理人に委任する場合にのみ必要。 (代理人印鑑は、代理人を特定できるものに限りま。)	1 部			
⑨ 財 務 諸 表	<p>審査対象営業年度の決算におけるもの。(申請日時時点で確定している最新の決算年度をもって審査対象営業年度とします。)</p> <p>法人:貸借対照表・損益計算書・剰余金処分計算書 個人:貸借対照表・損益計算書</p>	1 部				
⑩ 納 税 証 明 書 (写 し)	<p>消費税以外の納税証明書は、審査対象営業年度のものが必要。 (注:納付額が0円であっても納税証明書が必要。)</p> <p>法人: ◇法人事業税【組合と直接契約する営業所が所在する都道府県の事業税】 ◇法人税(国税(その1)) ◇納税証明書(その3の3) <「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用></p> <p>個人: ◇個人事業税 ◇所得税(国税(その1)) ◇納税証明書(その3の2) <「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用></p>	各 1 部				
⑪ISO認証取得の登録証及び付属書(写し)	<p>申込日現在、契約する営業所(支店等の場合は当該支店が有するもの)で認証取得しているものが対象となります。 当該規格の「登録証及び付属書」の写しを添付してください。</p>	1 部				
⑫申込業種により必要な証明書等(写し)	<p>建設業許可証明書(写し) ※申請中の場合については、建設業許可申請書及び別表(受付印のあるもの)の写しを提出してください。 建築士事務所、測量業者登録証明書(写し) 指定上下水道工事店証又は指定給水装置工事事業者証(写し)</p>	1 部				

書類名	注意事項等	提出部数
⑬経営事項審査結果通知書（写し）	申請時において有効な経審が必要です。 ※申請中の場合については、経営事項審査申請書の写しを提出してください。	1部
⑭石綿作業主任者（特定化学物質等作業主任者）技能講習修了証〔石綿処理〕	技能講習修了証の写しを提出してください。	1部
⑮特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証〔石綿処理〕	講習会修了証の写しを提出してください。	1部
⑯代行申請による行政書士への委任状	行政書士が審査申請を行う時は委任状を提出して下さい。 日本工業規格A4版で様式は問いません。	1部
⑰契約書等（写し） (注) 複数年契約の場合は、12ヶ月相当の金額を報告する。	申込業種ごとの過去5ヶ年の「都区市町村」・「他官公庁」との契約における一件契約実績の最高契約実績について、契約書又はそれにかわるもの（CORINSの「竣工時登録工事カルテ受領書」、TECRISの「完了登録業務カルテ受領書」等）の写しを提出してください。 (件名、契約金額、履行期限、契約年月日、発注者、請負者が記載されているもの) 確認した契約実績は、審査項目数値として使用します。また、指名の際に確認契約実績として扱います。	それぞれ 1部
⑱返信用封筒	申込書類を送付する際に、書類審査後、当組合から受付票を返送する返信用封筒（A4版の用紙が入る大きさ）を同封してください。この返信用封筒には、貴社の返送先を明記し、 返信用切手 430円分【簡易書留分 310円 + 定形外封筒分(角2封筒) 120円】 を貼付してください。この受付票の返送は、確実に申込者に返送されることを目的として、 簡易書留 といたします。 ※ 注意:返信用封筒は、宅配便扱いでなく郵便切手でお願いします。	1通

建設業の番号・種類及び略号

別表 1

一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号
01	51	土木工事業	土	08	58	電気工事業	電	15	65	板金工事業	板	22	72	電気通信工事業	通
02	52	建築工事業	建	09	59	管工事業	管	16	66	ガラス工事業	ガ	23	73	造園工事業	園
03	53	大工工事業	大	10	60	タイル・れんがブロック工事業	タ	17	67	塗装工事業	塗	24	74	さく井工事業	井
04	54	左官工事業	左	11	61	鋼構造物工事業	鋼	18	68	防水工事業	防	25	75	建具工事業	具
05	55	とび・土工工事業	と	12	62	鉄筋工事業	筋	19	69	内装仕上工事業	内	26	76	水道施設工事業	水
06	56	石工事業	石	13	63	ほ装工事業	ほ	20	70	機械器具設置工事業	機	27	77	消防施設工事業	消
07	57	屋根工事業	屋	14	64	しゅんせつ工事業	しゅ	21	71	熱絶縁工事業	絶	28	78	清掃施設工事業	清

申込業種及び内容説明一覽表

別表 2

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内 容	工 事 例	許可を受けない建設業 の種類(略号)	審査をうけない建設業 の種類(略号)	備 考
土木・建築工事	01	道路舗装工事	11.12.13. 14.15	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、道路築造工事、路面補修工事	ほ	土 ほ	
	04	水道施設工事	11.12.13. 14.15	取水、浄水等の施設を築造する 工事及び配水管等を敷設する工事	導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管 布設工事	水	土 水	
	05	下水道施設工事	11.12.13 14.15	下水道管渠(汚水管のほか雨水管 を含む)を敷設する工事及び、下 水処理場・ポンプ所等について行う 土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ 所建設工事	土 水	土 ほ 水	

(注) 許可及び審査を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に
2以上の種類が示されている場合はいずれか1種類の許可及び審査
を受けていなければならない。

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内容	工 事 例	許可を受けな ければなら ない建設 業の種類(略号)	経審を受けな ければなら ない建設 業の種類(略号)	備 考
土木・建築工事	06	一般土木工事	11.12.13. 14.15	他の業種(01～99)に該当しない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事、擁壁工事、消波ブロック製作工事	土と	土とほ水	
	07	建築工事	08.09.10.11. 12.13.14.15. 31.37	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事	建	建	
	08	電気工事	07.11.12. 13.14.15.	屋内電気、受変電、送配電設備等の電気工作物を設置する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事	電	電	
	09	給排水衛生工事	07.11.12. 13.14.15.	給水、排水衛生、ガス等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、衛生器具取替工事	管	管	
	10	空調工事	07.11.12. 13.14.15.	冷暖房、空調のための施設を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事	管	管機	
	11	建築設計	01.04 05.06.07.08. 09.10	建築物の設計、監理及び耐震診断調査	庁舎設計、学校設計、病院設計	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録		
	12	土木設計	01.04. 05.06.07.08. 09.10	土木工作物の設計及び監理	道路設計・橋りょう設計、上下水道設計			
	13	設備設計	01.04. 05.06.07.08. 09.10	電気、給水衛生、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計、機械設備設計			
	14	測量	01.04. 05.06.07.08. 09.10	土地等の測量及び地区の調製	地上測量、深淺測量			測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録
	15	地質調査	01.04. 05.06.07.08. 09.10.	土地の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング探査、電波探査、磁気探査			

区分	業種番号	申込業種	同時に申込 ができない 業種の番号	内容	工事例	許可を受けな ければなら ない建設業 の種類(略号)	経審を受けな ければなら ない建設業 の種類(略号)	備考
そ の 他 工 事	27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園設備、植栽、水景等の工事	園	園	
	28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事	テニスコート新設工事、競技場新設工事、野球場改良工事	土と	土と	
	31	ひき家・解体	07	既存建物等の移動又は取り壊し工事		建と	建と	
	32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事	消	管機通消	
	33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	通	通	
	34	拡声装置		放送機械等を設置する工事	放送設備工事	通	通	
	35	量		量の製作、敷込み及び表替え工事		内	内	
	36	内装仕上		建築物の内装仕上げを行う工事	防音工事、インテリア工事	内具	内具	
	37	一般塗装	07	塗料塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(75道路標示塗装に含まれるものを除く)	塗装工事	塗	塗	
	39	防水	水	建築物の防水を行う工事		左防	左防	
	44	ポンプ据付け		ポンプを据付ける工事(据付けるポンプの製作を含む場合あり)	排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事	機井	機井	
	45	水処理装置		水処理(浄水場の浄水施設や、排水処理施設)のための設備及び装置を設置する工事	活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備	機水清	機水清	
	46	焼却設備		焼却炉及びそれに付随する焼却機械設備の製作取付(下水汚泥の焼却設備を含む)	火葬場焼却設備、汚泥焼却設備	夕機清	夕機清	
	47	ボイラー	ー	ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事(蒸気給湯)	機	機	

区分	業種番号	申込業種	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
そ	48	エレベーター	昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、エスカレーター設置工事、小荷物専用昇降機設置工事	機	機	
	50	地中線	電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事	地中線電線路工事、ケーブル敷設工事	電通	電通	
	52	計装装置	測定機器設置及び制御装置の設置等工事	各種制御設備、水質用計測設備、幹線遠隔計装設置設備、隔側メーター設置電子計算設備(データ処理設備)	機通	機通	
の	62	石棉処理	吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、石棉除去工事	建と塗内	建と塗内	石棉障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に定める石棉作業主任者(特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日まで)に取得した者を含む。)並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していること
	63	機械器具設置	他の業種に含まれない機械器具の設置	機械式駐車装置設置工事、モノレール分岐装置製作・架設工事	機	機	
工	69	シャッター	シャッター(よろい戸)工事	シャッター取替工事	具	具	機建
	70	起重機	クレーン等の製作・据付工事、改修工事及び修繕	天井クレーン製作据付工事	機	機	
事	78	植生	草花などを植える工事(27 造園と異なり、草花の植え付けのみを行うもの)	洋芝種子吹付け工事、野芝吹付け工事	土と園	土と園	
	79	運動器具設置	運動器具等の設置工事	フィールドアスレチック・バスケットゴール・トリムコース新設工事	と機園	と機園	
	98	脱硫・脱臭	大気汚染防止のため、ボイラー・焼却炉等から発生する排煙から硫黄酸化物や窒素酸化物を除去するための設備を設置する工事	下水処理場脱硫設備工事 ※脱硫・脱臭設備に関する工事であれば該当する。 (例:雨水滲水地下水汚泥処理、沈砂地設備工事という件名がついていても)	機水	機水	

区分	業種番号	申込業種	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
特 殊 工 事	99(01)	基準タンク	タストタンク、ブライントタンク、中圧タンク等、基準タンクの据付け、加工、改造工事	タストタンク、ブライントタンク、中圧タンク、高架水槽、LNG	鋼機	鋼機	
	99(02)	安全溝設置	空港滑走路、車道関係の安全溝(側溝)の工事	空港滑走路改修工事、滑走路グレーピング装置、車道(安全溝)設置工事	と	と	
	99(04)	空気搬送	空気圧による搬送設備の設置工事(エアージュクター、気送管等)	荷役機械、廃棄物運搬用パイプライン施設、廃棄物処理管路工事	機	機	
	99(06)	床版補強	橋等の床版を補強するための工事(41 鋼けた、42 PCけたに属するものを除く)	陸橋補修工事、床版補強(補修)工事、橋りょう上部仕上工事	土と鋼	土と鋼	
	99(07)	電源設備	バッテリー等を用いて電力を供給する設備の工事	病院無停電電源設備改修工事、道路施設整備工事電源設備改修	電通	電通	
	99(08)	発電設備	水・石油・太陽光等のエネルギーを電気エネルギーに変換する設備の工事	IC受配電自家発電設備工事、水車発電機製作、沿岸地域発電所設置工事	電機	電機	
	99(09)	電気防食	イオン化傾向を利用して水中の金属の腐食を防止する設備を設置する工事	電気防食補修工事、埠頭岸壁電気防食工事	電塗	電塗	
	99(10)	給湯器・浴槽設備工事	給湯器や浴槽等の設備に関する工事	住宅給湯器・浴槽改修工事	管	管	
	99(11)	床仕上	フロアパネルの貼り替え等、床仕上げを行う工事(OA通信等の配線のための床工事を含む。配線工事は33電話・通信)	OAフロア設置工事、フリーアクセス増設工事、床上げ工事	内	内	
	99(14)	飛散防止工事	ガラス等の飛散防止するための施設を設置する工事	公会堂等施設ガラス飛散防止フィルム貼付工事	ガ内	ガ内	
	99(15)	ろ過層処理	水処理のためのろ過層に関する工事	ろ過池ろ過砂入替工事、ろ過池ろ過材更正工事、活性炭入替工事			
	99(17)	厨房	厨房設備の設置、改修工事	学校厨房改修工事	管	管	
	99(20)	石工事	石材、コンクリートブロック、擁石等の加工又は積方により工作物を築造する工事又は工作物に石材を取り付ける工事	歩行者専用橋(石材)新設工事、ビル名工事(ビル名を石材に彫る)	石	石	
	99(23)	自動ドア装置	自動ドアを設置する工事		具	具	
	99(24)	強化樹脂板取付	水処理施設及び汚泥処理施設からの悪臭を防止するため、通常、ガラス繊維強化プラスチックの板で施設の上部分を覆蓋する工事	下水処理場エアレーションタンク覆板工事、浄化センター覆板工事	建と屋	建と屋	

区分	業種番号	申込業種	内容	工事例	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
特殊工事	99(26)	高圧ガス配管	高圧ガス保安法で定める高圧ガス(特殊ガス)の配管工事	研究所特殊ガス配管工事、バルブ(中圧ガス)工事、LPGガス工事	管	管	
	99(30)	集じん装置	集じん装置(ごみ・汚泥等を集める装置)工事	処理場汚泥焼却炉灰搬出装置改良工事、焼却施設(集じん装置)建設工事、電気集塵装置工事	機清	機清	
	99(33)	タイル工事	橋面、デッキ面、道路面等のタイル材新設、修繕工事	タイル材使用の修繕・新設工事(橋面・デッキ面・道路面等)	タ	タ	